

<研究ノート>

## 1997～98・激動するヨーロッパ

——EUの通貨統合そしてイギリス、フランスの新政権政党の課題<sup>(1)</sup>——

### 清水 嘉 治

1. いまヨーロッパで何が起きているか
2. ヨーロッパ通貨統合の課題
3. アムステルダム条約（新EU条約）とは何か
4. 1997～98のイギリス、フランスの新政権政党の課題

#### 1. いまヨーロッパで何が起きているのか。

わたくしは、90年代に入ったヨーロッパの大きな出来事を鮮明に記憶している。それは、1991年12月9～12日にかけてオランダのハーグの郊外にある静かな歴史と伝統をもった古都であるマーストリヒト(Maastricht)で開かれたEC首脳会議であった。それは、当時加盟国であったヨーロッパ12か国だけの問題だけでなく、89年秋の東欧の「市民革命」、東西ドイツ統一の激動の時代から21世紀を睨んだ、全ヨーロッパの新しい市民主体の「秩序」作りをどうするかを第一歩を示した画期的な会議であった。この首脳会議は国民国家を部分的に超える歴史の実験となる1958年のローマ条約を大胆に改正した点にその意義があった。それが加盟13国によって、承認されたマーストリヒト条約(Treaty on Maastricht または欧州連合条約=Treaty on European Union)であった<sup>(2)</sup>。

この条約の基本性格は、欧州市場統合の拡大、通貨統合の確立、安保体制(政治統合を目指した)の統合にあった。最後にあたる政治の協力体制においては、欧州の共通外交・安全保障政策を導入し、欧州独自の防衛体制作りに一歩踏み出した点にある。それは米国中心の「世界秩序」作りへの批判と主体的な多中心主義の世界秩序へ向けた「西欧同盟」(WEU=Western European Union)であり、それは新しい欧州安保体制の受け皿として

浮上し、「欧州軍」創設の検討を始めただけでなくすでに「独仏軍」を創設し、相互に不戦体制=軍縮への道を示したことにあった。

この体制は、EU安保体制、旧東欧のEUへの依存、協力体制、新しい欧州の強固な平和=軍縮体制を通じて、活力ある福祉連合国家への道を模索している兆しといってもよいのではないか。

ローマ条約からマーストリヒト条約への道は、欧州連合の目的を次の5点に求めた点にあったのではないか、ここに再確認しておこう。

第1に、持続的で均衡のとれた社会的、経済的進歩の促進を図ること、それは内部(域内)の国境のない地域の形成や経済、社会の格差是正を実現すること、最終的には、2001年の通貨統合に連動する経済、財政、金融、通貨の各政策を調整することにある。

第2に、前述した共通防衛政策の形成へと着実に発展することを含む共通外交・安全保障政策を通じて連合の存在を国際的にアピールすることにあった。

第3に、欧州市民権の導入を通じた、加盟国市民の生存権、人権、学習権、人格権、自治権、労働権、生活権、環境権などの諸権利と各企業、機関の利益を保護することにあった。

第4に、司法、内務分野の協力、とくに国境をこえた刑犯罪、テロなどを防止するための協力を強化すること。

第5に、「ヨーロッパ共同体」の法令の集積を維持、発展し、共同体の構成国の法令の調整、独自のEC法の確立をめざすことにあった。

加盟国はこうした目的を具体的にどのように実践しているかをトレースすることにあった。だが事態はこうである。まず加盟国が、この条約をど

のように認知するかが焦点になった。そのために加盟各国は、それぞれの議会で、あるいは国民投票を通じて承認することになった。それは厳しい重い課題であった。いうまでもなく92年6月、デンマークは国民投票の結果、批准を拒否した。フランスは、ミッテラン大統領が街にでて国民の議論をきき、自らも訴えた。その国民投票の結果「僅差」で批准した。もちろんドイツ、イタリアなど大国でも国民の間で大議論となったが、辛うじて議会で承認され、そして批准した。その後デンマークは、域内格差是正、通貨統合、福祉水準の段階的適用を条件に再度批准の賛否を問う国民投票を実施した。賛成票が13.6%上回って批准した。こうして条約は、欧州市民権のあり方、格差是正、各国の市民の参加権、国民生活の利益を前提にした通貨統合などを実現するという条件で、1993年11月発足し、ECからEUに「発展」したのであった<sup>(3)</sup>。

その後、EUの最大の課題は、通貨統合の問題にあった。それは各国の経済主権と通貨政策、金融政策、財政政策に対して大きなインパクトを与えるからであった。この課題については、すでに問題点を明らかにし、そのあり方について論じてきた<sup>(2)</sup>。だが93年マーストリヒト条約が具体的に発効されても、ヨーロッパの経済はたえず低成長に直面し、失業問題、経済格差の問題、財政危機などに直面した。それは1990年代後半にも重要課題として持ち越された。とくに通貨統合の5条件は、数か国しか満たされなかった。とりわけ、各国の財政赤字はGDPの3%以下を達成することはかなり厳しい条件であった。いうまでもなくEUの本部、EU委員会は、各国の代表によって構成されているものの、各国との調整を通じて独自の働き、とくにEU首脳会議で決定したことを実行する行政機関の機能をもっている。すでに、1980年代に約10年間務めたフランス政府推薦の元EC委員長であったJ. ドロールは、EU経済統合の基軸は通貨統合にあることを展望した<sup>(4)</sup>。だが90年代後半に向って、フランス、イギリスの経済成長率が若干増加に転じたが、ドイツは鈍化し、他の参加国は低成長率を維持した。ところで

EUは、加盟各国で95年から96年にかけておこった、EC官僚制批判、政策決定過程への市民参加の実現、多様な市民ニーズなどにどのように対応すべきであるかという課題に直面し、マーストリヒト条約を見直す動きを示すようになった。96年3月イタリアのトリノで、EUはEU加盟国の政府間会議(IGC)を開き、域内の雇用問題、競争力低下、テロ防止問題、環境問題、移民問題をどうするかという政策調整を迫られた。つまり各国機構間のバランス、民主主義、効率化、連帯性、透明性、補完性を、さらにどのように維持・発展させるかという課題を残したのであった。さらに前述したマーストリヒト条約は基本支柱の相互関連性、通貨同盟の具体化の課題、政策決定過程のシステムを徹底化する課題をどうするかにあった。

この点を踏まえて、加盟各国は、議論を重ねてきた筈である。だが、とくに通貨同盟の参加条件は、各国の財政問題を直撃した。ドイツ、フランスは、この問題で大論争をまきおこし、とくに3%条項の問題では産業界と労働界で対立し、激論を展開した。

イギリスにおいては、5月にブレア労働党政権が誕生し、6月にはフランスではジョスパン社会党主軸の政権が誕生した。フランスにおいては、大統領はシラク保守党出身、内閣は革新党という保革共存(コアビタシオン)政権の登場となった。

こうして、97年前半年のヨーロッパは政治的に激動した。さらにイタリアでは、少数革新政党が「オリーブの木」とよばれ、政治のキャスティングボードを握り、政権を担っている。

ここでは、第1に、通貨同盟に当って具体的課題は何か、第2に、97年6月に承認されたアムステルダム条約とは何かを改めて検討する。そして第3に、英国労働党、フランス社会党政権の誕生の意味は何か、その課題は何か、を究明したい。わたくしたちのヨーロッパ訪問の目的もここにあった。では問題を進めよう。

## 2. ヨーロッパ通貨統合の課題

1989年のドロールレポートの欧州通貨統合の構想は、93年発効したマーストリヒト条約第105条、第109条f項に吸収された。そこでは通貨統合のための欧州中央銀行の設立による加盟各国の中央銀行との調整はもちろんのこと、欧州中央銀行の設立の目的を、域内の物価の安定においている。問題は、各国の物価上昇率が極端に違った場合に、どのように欧州中央銀行が介入するかなどの課題は残されている。

ECB設立後の欧州の共通の金利政策は、どのように設定するかという課題でもある。この点について、99年予定の通貨統合に向けて、欧州各国の短期市場金利が収れんしつつある。というのはドイツなど低金利国に対しては上昇圧力がかかり、イタリア、アイルランドなど高金利国では低下圧力がかかり、次第に格差を縮小させる傾向にある(第1表)。期間10年など長期市場金利(図表

### 第1表 欧州主要国の政策金利(%)

〈低金利国〉

ドイツ	公定歩合	2.50
オーストリア	同上	2.50
オランダ	特別貸出金利	3.00
ベルギー	中心金利	3.25
フランス	市場介入金利	3.10
フィンランド	入札金利	3.25

〈高金利国〉

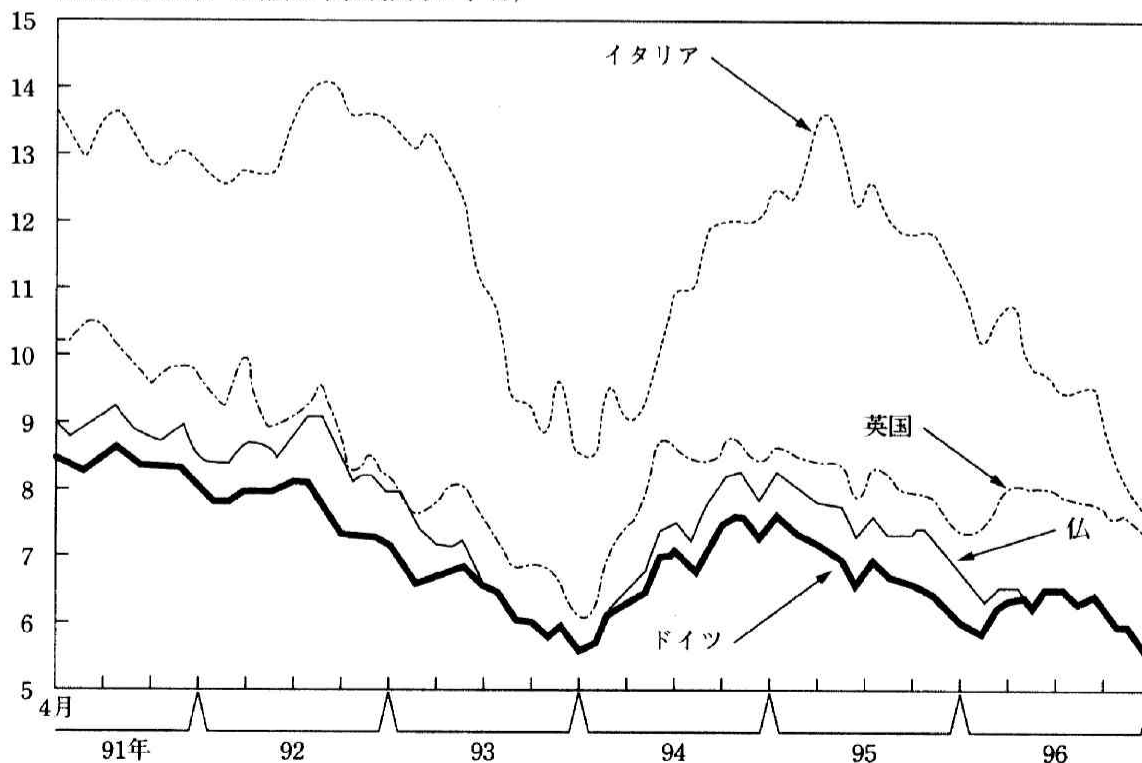
スペイン	レポ金利	5.25
ポルトガル	同上	5.50
イタリア	公定歩合	6.25
アイルランド	短期ファシリティ	6.75

OECD, Economic Outlook, August, 1997.

1) は、収れんが進行していたが、各国通貨当局は、統合への道を考慮して協力体制をみせているようだ。97年5月、EUは、参加国通貨間の交換相場などを設定することを決めた。このことは、通貨当局が共通に金利一本化へ収れんすることを意味している一方この傾向は、ドイツの政策金利の小幅上昇をみせた(例えば、97年3月約3.0%

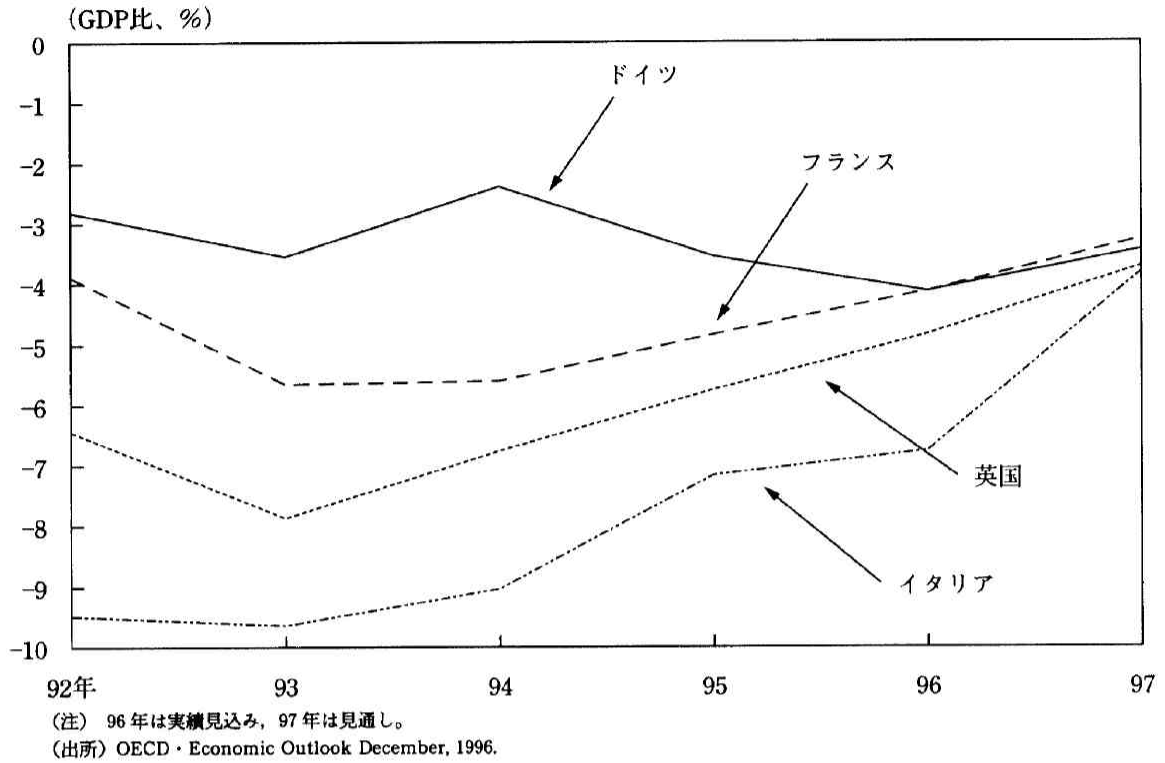
### (図表1) EU主要国の長期金利

(名目長期金利〈国債10年物利回り〉、%)

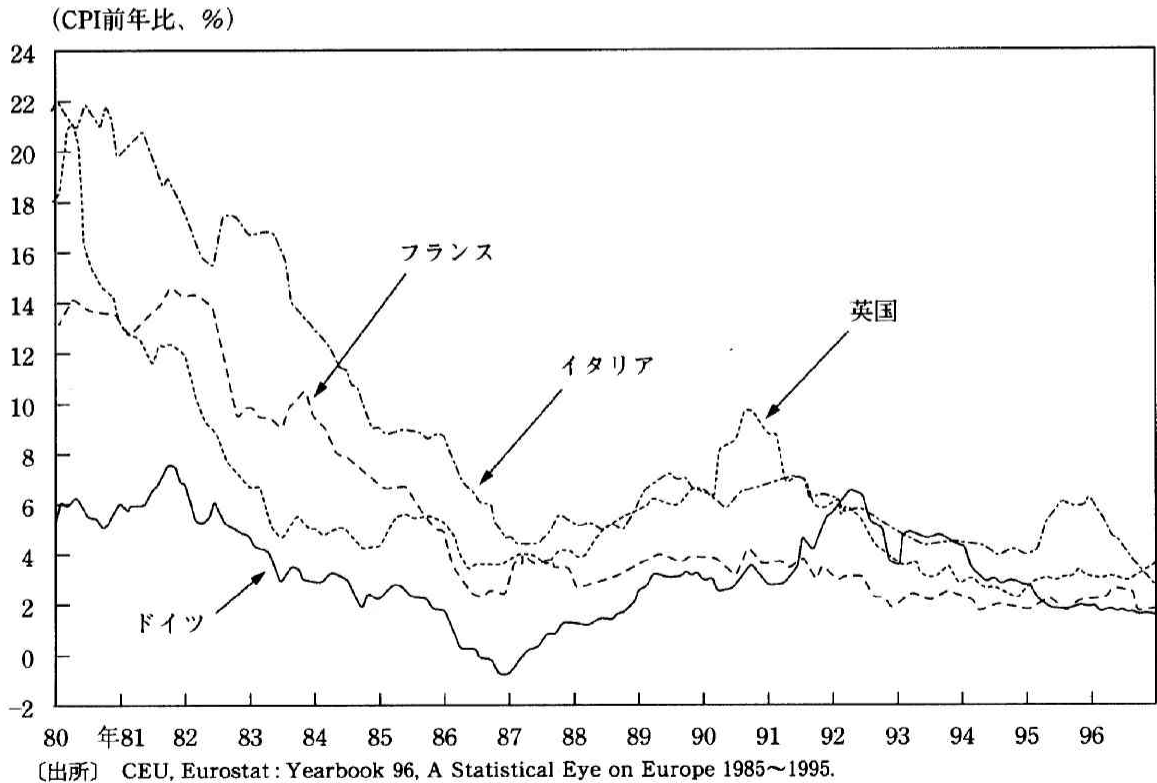


(出所) CEU, Datastream, 1997.

(図表2) EU主要国の財政バランス見通し



(図表3) EU主要国のインフレ率



～9月19日、3.1%)。他方イタリアでは同期間に、約6.7%～6.3%に下げた。統合発足時の域内

短期金利は、4.0～4.5%に収れんと予想されている。またすでにインフレ率も収斂しつつある

(図表3)。

各国とも、加盟各国の通貨当局は、自らの国民経済の利益を優先しながら、参加していくことになる。

こうした金利政策の統合以前に、各国の最大課題は、後で検討するが、参加基準をどのように満たすかという点にある。97年10月14日、EU委員会は、加盟15カ国の97年と98年の財政見通しを発表した(第2表、図表2)。フランスとギリシャを除く13カ国が「1997年の財政赤字を国内総生産(GDP)の3%以下に抑える」と。フランスも、98年には3%に収まる見通しであると述べ、99年1月発足に自信をみせた。この発表によると、財政黒字の国は、デンマークとルクセンブルグに加え、成長が好調であるアイルランドが新しく加わる見通しである。また通貨統合への参加の条件として「政府債務の対GDP比を原則として60%以下にする」事項がある。この点、ベルギー、ギリシャ、イタリアはそれぞれ121.3%、106.4%、121.9%であるから、こんご政府債務を

積極的に削減しなければならない。もちろん、加盟国は、国民経済を優先しつつ、同時に参加条件を守らなければならない。この課題を克服できない限り、参加しても安定しないであろう。内も外も厳しい課題である。

またEC委員会は、英国の財政赤字を97年2.0%、政府債務はGDPの52.9%にとどまり、参加条件を満たしている(第2表)と公表している。したがって、英国労働党は、97年5月の総選挙で、通貨同盟参加国を国民投票で決めると約束している関係上、次回の選挙(2001年)でその態度を決めるであろうといわれている<sup>5)</sup>。だが、国内の与論が、EUへの参加志向を早めるというニーズを示したら、それ以前に早期に参加要求をする可能性もある。

通貨統合の条件達成を満たす国のなかでもスウェーデン、デンマークでは、不参加の立場を主張する与論が強いので見合せると予想されている。

ここで、EMI(European Monetary Institute=欧州通貨機構)が1996年11月、97年9月に発表した3つの段階における単一通貨政策のポイントを紹介しつつ、その問題点、とくに第3段階の主要ポイントを整理してみたい。

まずEMU(European Monetary Union)の第1段階は、91年7月より開始され将来の欧州中央銀行制度(European System of Central Banks=ESCB)の下での一元的な金融政策を展望し、加盟国間の政策協調を強化するため、当時のEC中央銀行総裁会議の機能と蔵相理事会での多角的サーベイランス体制を強化することにある。加盟国中央銀行が次年次の金融政策の方針等を報告し、討議する「年次事前評価」制度を導入する一方、蔵相理事会は、加盟各国から、コンバージェンス・プログラム(経済パフォーマンスの収斂計画)の提出を受け、これを評価する枠組を設けた。この点は、現実の欧州経済の不況下の中で、各国のパフォーマンスの違いがみられ、計画調整はかなり遅れた。前述したようにマーストリヒト条約は、難産に難産を重ねた末、93年11月に発効した。ローマ条約に基づくECは、マーストリヒト条約

第2表 欧州委員会による各国の財政見通し(%)

	財政赤字の 対GDP比 〔3%以下〕 〔で達成〕		政府債務の 対GDP比 〔原則として 60%以下で 達成〕		
	1997年	98年	1997年	98年	
ベルギー	2.6	2.3	124.7	121.3	
デンマーク	—	—	67.0	62.2	
ドイツ	3.0	2.6	61.8	61.7	
ギリシャ	4.2	3.0	109.3	106.4	
スペイン	2.9	2.4	68.1	66.5	
フランス	3.1	3.0	57.3	58.2	
アイルランド	—	—	65.8	59.2	
イタリア	3.0	3.7	123.2	121.9	
ルクセンブルグ	—	—	6.7	6.9	
オランダ	2.1	1.9	73.4	71.5	
オーストリア	2.8	2.6	66.1	65.6	
ポルトガル	2.7	2.4	62.5	60.8	
フィンランド	1.4	0.2	59.0	57.3	
スウェーデン	1.9	0.2	77.4	75.3	
英国	2.0	0.6	52.9	51.5	

〔ル  
ク  
セン  
ブル  
グ、  
ア  
イル  
ラン  
ド、  
ルク  
セン  
ブル  
グは  
財政  
黒字〕

EMI, The Single Monetary Policy in Stage Three, Sept. 1997. 98年は見通し。



に基づくEUへと発展し、当時の加盟国12カ国が95年1月から15カ国に拡大した。これに前後するが94年1月1日からEMUは第2段階に入り、欧州中央銀行(European Central Bank=ECB)の前身として、EC中央銀行総裁会議やEMCF(European Monetary Cooperation Fund=欧州通貨協力基金)を吸収する形で欧州通貨機構(European Monetary Institute=EMI)を設立し、ランファルシーが初代総裁として務め、97年7月からはドイゼンベルク・オランダ中央銀行総裁が就任している。だがECBの初代総裁は未決定である(1997年12月現在)。

こうして欧州中央銀行確立の準備を着実に進めてきた。ここで95年12月マドリッドEUサミットでの決定をみると、第1に第3段階移行時期を99年1月1日としたこと、第2に単一通貨の名称をeuro(ユーロ)としたこと、第3に単一通貨への切り替え(the Changeover)を採択したことなどである。96年12月ダブリンEUサミットでは、第3段階移行について議論したが、参加条件をクリアしている国が過半数に達せず、各国が参加に向けて協力することで合意した。さらにEUサミットは、「安定協定(Stability and Growth Pact)、新ERM(New Exchange Rate Mechanism)、euro導入に関する法的フレームの確立についての合意をみせた。そして1998年の早い時期に、参加国を決定し、99年1月1日へ移行することも決めた。

ところで、重要な決定事項、制度についての経過措置を述べたのであるが、97年9月17日、私たちが招待を受けたパリ第13大学の国際関係論の教授、J・マジエおよび大蔵省参事官F・モスとの討議の要約を紹介しておく。まずこちら側の次の質問書(作成者-清水)を提出する。これを討議の材料とした。

1. 1997年6月18日、EU首脳会議は、従来のマーストリヒト条約を改定し、新しいEUの憲法となる新欧州条約(アムステルダム条約)を採択した。

この条約の目的に「高水準の雇用」を加えた。

したがって通貨統合が実現した場合、各国の雇用政策を優先した統合政策をどのように実施するか。

EUの1800万人の失業対策をどのように実施するか。

2. 1997年、4月23日EU委員会は、EUの中期経済予測を発表した。これによると、加盟15か国のうち、イタリア、ギリシャを除いて、13か国の97年度の財政赤字が国内総生産(GDP)の3.0%以下となり、99年1月からの欧州通貨統合に参加するための基準を満たした。

こんご単一通貨「ユーロ」と米ドルが世界経済の二大基軸通貨体制になるが、米ドルとの関係をどのように位置づけたらよいか。

3. 通貨統合後の単一通貨「ユーロ」の金利は、どのように決めるのか。それは各国の通貨価値の調整をしてから決めるのか。それともECB独自に決めるのか。

4. 単一通貨ユーロは、共通政策の実施に当たって、それに対する決済システム(system of settlement)はTarget systemなのか。欧州市場の流動性(liquidity)の調整(regulation or adjustment)を通じて実施するのか。Target Systemは加盟各国のRTGS(即時グロス決済、受け払いごと取引額を即時決済するシステム)によるのか。

5. 単一通貨実施後、加盟国の物価と通貨が安定し、EUの経済は、世界経済の安定化に寄与するか。

6. 欧州通貨統合後、加盟国の福祉水準は量、質ともに高まるか、とくに北欧の加盟国とEU全体の福祉水準をどのように調整するのか。

7. 欧州通貨統合後、域内の所得格差をどのように解消していくのか。その政策について問う。(その他、欧州市民権との関係 etc)

こうした質問に対して、各人自由にやりとりをしたが、マジエ教授は、質問に同感しつつ、整理して、通貨同盟を実現するにあたって、雇用を優先すべきであるという。同教授はいう。「私たちはこの問題については、EU当局に、欧州学者一同

(Miren Etxezarreta=バルセロナのオウトノマ大学  
応用経済学教授, Jörg Huffschmid=ブレーメン大学  
の欧州経済, 経済政策研究所教授, John Grahl=ロン  
ドンのクウェーンマリー大学教授, Jacques Majier,  
パリ13大学教授など)で, 共同声明(本研究ノート  
末尾に原文を紹介)を発表したのでそれを差し上  
げる」というのである。整理して紹介する。

1997年5月に, 欧州経済学者の声明として,  
「完全雇用, 社会的格差是正と公平性のために  
——欧州における代替経済政策のために——」を  
アピールした。この点, 第1は雇用対策に万全を  
期すべきである。EUの失業者1,800万人, 労働  
人口の失業率11%の雇用を優先すべきであるこ  
と, 失業者のうち若い人が全体の5分の1以上雇  
用されていない。こうした事態に対して, 具体的  
対策をすべきであるという。

第2に, 短, 中, 長の各期の通貨統合政策の具  
体化にあって, どんな場合でも, EUは, 通貨の  
安定したグローバルの枠組を確立することを目的  
にした国際通貨体制にすべきであるという。

第3にEUは, 中, 長期にわたって, 財政政策  
を安定化し, 加盟国民の生活を優先すべきであ  
る。

第4に, 労働時間を短縮し, 活力ある経済政策  
を展開すべきである。現在の低賃金, 雇用縮小を  
改善して, 仕事をふやし, 働く場を与え, 労働時  
間を短縮すると同時に, 賃金を少しずつ上昇さ  
せ, 実質賃金の増大を通じて, 消費購買力を増大  
させ, 企業の活動を活性化し, 税収を増大し, 福  
祉など公共投資に再分配すべきである。

第5に, 労働市場を増大し, 福祉の量と質の水  
準を高めるべきである。過去20年間にEUの中  
の所得格差を是正し, とくに高所得者に対して適  
正な税制を実施し, その税収入を福祉にまわし,  
こんごの安定したEUの経済政策を実施すべきで  
あろう。

以上の問題は, こんごEUの共通した課題であ  
らう。わたくしたちの, 第2～7の質問に対する  
解答の要約に入る前に, 第3段階参加条件につ  
いてふれておくと, マーストリヒト条約では, 参加  
要件として①各国の中央銀行法を含む国内法制度

を, マーストリヒト条約および欧州中央銀行法と  
整合的なものにすることと規定されている。この  
点を調整すべきではないか。②経済パフォーマンス  
に関する収斂基準(コンバージェンス・クライテ  
リア)の達成状況についてもチェックを受ける仕  
組みが設けられていること, このチェックの判定  
基準はEUサミットに委ねられているが, 条約の  
付属議定書で, 前述した収斂基準を「インフレ率」  
「財政赤字」「為替相場」「長期金利」に求めたので  
あることを付け加えておく<sup>6)</sup>。

なお, この収斂基準の関連性の論議について  
は, ここでは省略し, 問題を進めていく。

欧州のエコノミストの有志の提言はきわめて適  
切で, 今後の重要課題になるであろう。以下私た  
ちの質問事項2-7について書く。

私たちの質問書にある第2の問題については,  
ドイツもフランスも, GDPの3%以下に努力し  
ているが, この問題は, フランスのジョスピンの  
政策との関連で論述したい。

第3の単一通貨「ユーロ」の金利は, 参加国の  
大蔵大臣の会議・討議を重視しつつ, 欧州中央銀  
行の金融政策委員会で決定するという。もちろん  
最終的には, ECB総裁が決めるというのである。  
従来各国通貨政策が, それぞれの国の中央  
銀行が金利政策を独自に打ち出すと同じように,  
ECBが独自に金利を決定することができるとい  
う。

第4の単一通貨ユーロの決済システムについて  
は, 欧州市場の流動性の調整を通じて実施するこ  
とを予定している。これは, 各国の通貨担当者の  
意見を踏えて, ECBが, 主体的に決めていくと  
いうのだ。

第5の質問に対しては, EUの物価が安定する  
ことに通貨統合の目的があるわけだからユーロの  
安定を最優先し, 国際通貨としてのドル基軸体制  
と調整し, 世界経済の安定化を図っていくとい  
うのである。

第6については, アピールでも主張している  
ように, 環境保全と共存する経済成長を政策的に  
誘導しつつ, 財政収入を図りつつ, EU全体の福  
祉水準を高めていくというものである。

第7については、第1の課題と共通している。雇用対策に優先しつつ、中成長を維持し、労働と資本の協力を通じて、賃金格差を地道に解消していく。このことは、工業地域と非工業地域、過密地域と過疎地域の所得格差を、雇用と福祉を前提に工業化を図っていくだけでなく、所得の再分配政策を図っていくという(経済省＝(Ministère De L'économie)の欧州局主任のJ. P. ドッベッカー氏も同じ解答をしている)。

J. マヂェ教授とJ. P. ドッベッカー氏は、それぞれ立場は違っても、EU通貨統合の中で、雇用を優先していく点では、一致していた。

EUのこんごの重要課題として単一通貨euroは、ドルに次ぐ国際通貨としてのもう一極を形成する。為替市場でのインパクトとしては、加盟各国の外貨準備調整、ドル、円等域外国通貨も含めた外貨準備保有構成をどのように見直すかである。1990年時点で、当時EC12カ国の外貨準備合計は約4000億ドルのうち約2300億ドルが解放される。これらの外貨準備で、euroに転換され、ドルと円に対して、有利に対応できるのではないかと考える。もちろん、一方、第3段階に移行する段階でeuroの通貨に不安定性を感じて、ドルにシフトすると、euro通貨の価値低下につながる可能性もある。EU当局もこの点、準備周到におこたらないから不安はないと考えている。したがってEU理事会はeuro圏内における金融・資本市場の安定性をどのように図るかである。だから参加条件を厳しく守って参加すれば、必ず安定するであろう。もちろん、雇用、福祉、環境を守ることを前提にした成長を図り、国際収支も黒字基調に誘導し、為替の安定化を図るべきではないか。この点、日本の海外進出企業のみならず国際金融関係者は、改めて世界経済と複数の基軸通貨をどのように位置づけたらよいかを自らも知るべきであろう。

### 3. アムステルダム条約とは何か

欧州の経済政治の動きのテンポは早い。EUの本部だけでなく、フランクフルトの欧州通貨機関

(1999年から欧州中央銀行へ移行)を訪問し、通貨・為替の専門家と議論しても、彼らは、自信をもって通貨統合こそがヨーロッパ経済の再生であり、新欧州の発展であり、前途がきわめて明るいと予測する。

私たちは9月25日フランクフルトの中心部に建った高層ビルにある欧州通貨機構の本部に、通貨専門家であるフランク・モス (Frank Moss＝Head of Planning Section, Policy Division, General Secretariat) 氏を訪ねて討議した。

ここでは、EMIの仕事の内容やECBの設立の準備状況について詳しく話をきいた。とくにECB設立についてEU蔵相会議で、97～99年の間に決め、政策手段についてはECBによる市場での金利操作、流動性管理、および金融政策スタンスのシグナリングを可能とすることを目的に、公開市場操作を柱としつつ、金利の上下限を設定する常設ファシリティ (Standing facility) も列挙するという。

さらに加盟各国の財政基盤を強化し、3%以内条項は厳守すべきであるとモス氏は強調した。また欧州中央銀行は政治的に独自性を発揮すべきである。この点についてわたくしなりに整理してみる<sup>(7)</sup>。

加盟国の法改正に役立つために、モス氏が務めるEMIにおいては、96年11月公表したコンバージェンス・レポート (収斂レポート) において、各国中央銀行の独立性の法的担保について組織、人事、機能、財務の独立性を法的に担保する。欧州中央銀行法も各国の中央銀行との不整合を改め、こうした側面だけでなく政治的中立性を明確に打ち出すべきであろうというのである<sup>(7)</sup>。

1998年7月までに、欧州中央銀行の行員は500人で発足するというから現在EMIの350人より多くなる。EUは、euroに関する法整備、決済システム、銀行券発行の準備 (銀行券について99年1月1日euro導入2002年1月1日流通開始の予定)<sup>(8)</sup> 統計準備などさらにEU主要金融市場のEU系企業の競争力強化などの課題について討議した。このことは、どうしても、マーストリヒト条約の新しい段階での見直しとなって表面化した。



前に触れたマーストリヒト条約は、批准した政府や国民、市民からも、さまざまな批判や要求が出された。それは、条文の問題だけではない。政策の優先順位、EUの機構の官僚主義的傾向、政策決定プロセスの問題、地域格差問題、雇用、人権問題などの課題が山積していた。それらの課題を今世紀末までに解決するために、96年3月29日に、イタリアのトリノでIGC（政府間会議）を開き97年6月までに欧州理事会で、次の段階の新EU条約の草案を作ることを決めたのである。IGCにおいても、マーストリヒト条約における域内国境の障害問題、市民の政策決定への参加の問題、EMU第3段階への移行上の諸問題、EU拡大（旧東欧諸国の加盟問題）、中成長の維持、雇用問題、自由と安全などを具体的に対応していくために、新条約すなわちアムステルダム条約を必要としていたのである。それが1997年6月16・17日、オランダのアムステルダムで開かれた欧州理事会でまとめられたのである。このアムステルダム条約は、欧州連合の雇用、市民の権利重視、移動の自由と安全の維持、世界に対する欧州の発言権の強化、EU機構の効率化などを目的に集約されたのである。

その条約案の主要事項を紹介しておく<sup>(9)</sup>。

第1章が基本権と差別撤廃の条項である。すなわちEUは自由、民主主義、人権と基本的権利の尊重、法の支配の原則に立脚するとしている。

第2章では自由、安全、法と正義の地域の斬新的建設の条項をもち込んでいる。このためにEU理事会は、条約発効後5年以内に、人の自由な移動を保障する措置を取る。この点は、シェンゲン協定と関連で見ると一歩前進である。「シェンゲン協定調印国（13カ国）は、EUの法的枠組の中で緊密な協力関係を続ける」としている。また「司法協力はとくにテロ、組織犯罪、子供への犯罪、麻薬犯罪などに対処することを目的とする」としている。

さらにこの協定に国内事情から参加できない英国、アイルランド、デンマークは、いつでもこれらの条項の一部または全部を受け入れることができる」と寛容の態度をとっている。

第3章では、フランス、イギリスが主張する雇用を取り上げる。①加盟国は雇用に関する統一的な戦略をたて、高水準の雇用を確保する。②理事会は毎年域内の雇用情勢を調査し、年次報告書（annual Report）を作成、結論を採択する。③理事会は雇用情勢を監視する雇用委員会を設置する。この点は従来の雇用対策の問題、半ば放任状態から確実な一歩前進である。

第4章が社会政策である。「加盟国は、労働環境改善、労働者への情報提供、男女雇用均等化の活動を支援する」第5章から11章までには、環境、市民の健康、消費者保護、その他のEU政策、補完性の原則、透明性、EU立法の質について規定している。第12章、第13章では、共通外交・安全保障政策、対外経済関係を規定している。前者では、「EUは外交、安全保障の共通分野での共通政策を策定し、実施する。共通外交・安全保障政策の一般的指針を策定し、共通戦略を採用、共同一般的指針を策定し、共通戦略を採用し、共同行動を取る」となっている。この点は、世界の安全保障に対するEUの発言力が強力になり、その基底には市民主体の共通外交、安全保障＝軍縮という展望があると考えられる。

第14～19章では、EUの機構、すなわち、欧州議会、理事会、欧州委員会、欧州裁判所、その他の諸機構、各国議会の役割、さらに緊密な協力すなわち柔軟性、EU諸条約の簡素化と統合整理を規定し、一般市民にもわかりやすくし、EUの協力関係を強化していくというのである。

このアムステルダム条約草案は、97年10月、アムステルダムで15か国が公式に調印し、あとは各国における国民投票、または議会における批准という形で、その承認が有権者の手にまかされた。

この条約は、EUが21世紀に向けて、内容の充実、深化と拡大をめざして新しい大きな歩みを示したことになる。もちろん、加盟国の市民の参加、統治、開拓、協力についての討議こそ重要課題であろう。激動するヨーロッパの主人公はたえず市民でなければならないであろう。

#### 4. 1997～98年のイギリス、フランスの新政権政党の課題

##### (1) イギリス労働党政権の誕生の意味

1997年5月イギリス国民は燃えた。18年間保守党政権が続いたイギリスは、戦後イギリス経済の代名詞になった「英国病」を返上したといわれた。それは、1979年3月28日、サッチャー女史は保守党主として労働党内閣に不信任の動議をだし、当時第3の政党である自由党をまみ込み、保守党311票対310票で可決した。一票の差で彼女はその後首相の座を確固たらしめた。同年5月3日の総選挙の結果、保守党339、労働党269、自由党11、その他16という結果であった。その後4度の選挙でサッチャー保守党は勝利し、サッチャー＝メイジャー政権は、18年間続いた。

サッチャーの経済政策はこうであった<sup>40)</sup>。第1にイギリス経済の「活性化」を選択し、従来のケインズ的有効需要政策を放棄し、供給サイドからの経済のパフォーマンスを改善しようとした点にあった。第2に「規制緩和政策」を実践した点にあった。従来の政府による価格抑制政策、所得政策を放棄し、資本の自由移動政策を選択した。例えば、為替管理の全廃、運賃の規制廃止をしたことによって、資本の流入を通して国内の企業の競争力に刺激を与えたり、自由価格制を採用し、運賃を引き下げたり、自由化政策を進めた。第3に証券取引上の制度改革、すなわちビッグ・バンの採用にあった。①証券取り引きの自由化のために取引所の会員権を開放したこと、②証券業務の引き受け（マーチャントバンカー）、委託売買業（ブローカー）、売買業（ジョッパー）の3分割を廃止し、国際資本に対抗できるようにするために「単一資格制度」を廃止したこと、③委託最低手数料を撤廃したことなど証券業における弱肉強食の論理を定着させ、外国資本の流入を活発化させた。第4には、国有企業の「民営化」（Privatization）政策であった。これは、労働党に対する実質上の批判であった。労働党が実施した国有化企業の非効率性、非競争性を改革することであった（もちろん国有化後20年近くは、きわめて効率性、公

平性をもたらした）。50社以上の国有企業の民営化を目指した。この点は、さまざまな問題を提出した。その他、財政赤字、公共負担を軽くしたことや、エリート主義教育を廃止した。他方人頭税の設定、税制改革などを実行した。

こうしたサッチャーリズムは、一方で、資本、経営、資産の論理を貫徹し、他方で、中間層や中所得者（労働者）、技術者などにアピールした。だから18年間も政権を担当することができたのだと思う。

ところで、こうした「活性化政策」も、保守長期政権の中で、貧富の格差拡大、福祉の後退、教育政策の軽視、教育設備の貧弱性、初等教育水準の低下、資産の所有者と非所有者の格差の拡大、をもたらした。さらにEUにおける共通通貨政策、社会政策への不参加（市場統合へは参加）に対する批判、所得税率の公平化の後退、開発志向主義への厳しい批判などが顕在的にかつ潜在的に国民の間にまき起って来た。

このような中で、97年3月の世論調査をみてもわかるように、国民の労働党への期待は大きかった。だから97年5月の総選挙は、労働党の圧勝に終わった。念のために記録しておく。総議席659のうち労働党419議席（解散時272、得票率44.5%）、保守党165議席（解散時321、得票率31.5%）、自由民主党46議席（解散時46、得票率17.2%）アイルランド統一党10、（解散時9）、スコットランド民族党6(4)、ウェールズ民族党4(4)その他の政党9(9)、それぞれの議席数であった。こうして労働党が地滑り的な勝利をおさめ、野党になった保守党に254議席の大差をつけたことは、第2次大戦後の英国総選挙の歴史上始めてのことである<sup>41)</sup>。

ではなぜ労働党は圧勝できたのか。それには労働党が一貫してサッチャー政権の実態を踏まえ、その政策を系統的に批判し、同時に党の体質改革に積極的に取り組み、実行した点にある。前者については、1970年代に、かなり是正された所得格差を拡大したこと、とくに80年代、先進国の中でも、賃金格差上昇率の増大をみせたこと、前述したように教育、医療、福祉面での公費切り下げ、国民の自己負担が増大したこと、税制の不公平

性、中小企業の切り捨て政策が表面化したことなどの理由から、国民が労働党の政策を支持したのである。後者については党首トム・ブレアの革新的イメージが手伝っている。「労働党の勝利は明かにブレアの個人的勝利だ。中道への修正の決断をくださったブレアの政策が労働党への信頼を醸成し、選挙運動に対する批判を補って余りあるものとなった」(Financial Times, 2 May 1997) と。

こうした評価は、ブレアの労働党の体質改革なしには考えられない。ブレアを魅力あるものにしたのは、この10～15年にわたる身を切るような懸命な労働党の改革の歴史があったからだ。例えば、1983年の当時41才のN. キノック (Kinnock) が党主として党内対立を克服したという。彼は1987年の総選挙の敗北後、労働党の政策全般の見直し、点検を行い、とくに労働者、経営者、市民のニーズに対応することを優先したのである。89年の党大会で、執行部は「市場社会主義」「社会主義と経済的効率とのあり方」、「欧州統合の一構成国」を軸とした新総合政策を発表した。だが92年の総選挙で57%勝利するだろうと与論調査の結果がでたが、敗北した。キノックは、責任を取って辞任した。後継者には、労働党の影の内閣の蔵相であったM. J. スミス新党首が就任した。彼は総選挙敗北の分析をした結果、政策は正当性をもつようになったが、労働組合と労働党の関係、国民と労働党の関係を市民社会的に改革しなければならないと訴えた。例えば労組員の党員登録を個人の明確な意思に基づいて行ない、従来、党のあり方を左右してきたブロック投票を廃止して1人1票制とした。この方式に交通関係の大労組は、激しく反対したが、93年の党大会で賛否の結果、改革案が僅小差で可決した。だが惜しいことに、スミスは、1年後、心臓病で倒れ急逝した。彼は、党の再生を賭けて、古い体質をひとつひとつ改革した。この功績は、いまもって評価されている。彼の後継者として党大会で選出された党首が、影の内務大臣であった当時、41歳のトニー・ブレア (Tony Blair) であった。彼は、オックスフォード出身のインテリとして知識人、中産階級、女性層、とりわけ若ものなどに人気があった。ここで触れ

ておきたいのは、経済政策学者や経済学者は、従来経済のシステムや経済制度や機構分析に終始するが、それを改革する人間や政党のあり方、その政策の分析を欠落させてきたのではないであろうか。

T・ブレアは、スミスの後を継いで、労働党の「既得権の打破」を訴えた。とくに「公共活動」をいかに位置づけるか、またコミュニティ概念を見直して社会主義の構想をいかに打ち立てるかに腐心した。さらにブレアは、各人はコミュニティに支えられてその権利を守られると同時に各人はコミュニティを支える義務を背負っていることを強調した。彼は権利と義務の相互性を主張し、サッチャー主義の倫理性、社会ルールなどの重要性、すなわち「法と秩序」を重視した。彼は、94年党主になるや若者と女性の参加を求め、その後3年間に3万人の若い党員の加入に成功したといわれる。94年の党大会で、労働党が国民主流を代表する党、多数者の党になる決意を表明した。個人が強力で、人間味のあるコミュニティの中で生きていける当り前の社会観をもった社会主義を主張した。したがって彼は、ヨーロッパ社会民主主義とも、マルクス主義的「科学的社会主義」とも違った倫理社会主義、コミュニティ主体の社会主義を強調した。したがって「生産、交換手段の公有化」「産業の国有化」を規定している党規約第4条の改訂を提案した。

わたくしなりに整理すれば、社会主義の目標と市場経済は両立するという。公的規制と規制緩和、公共分野の経済と市場経済との有機的結びつきを強調した。もちろん理論的な問題は山積しているけれども、ブレアが「生れかわる労働党」「新しいヴィジョンをもった英国を」スローガンにして全国行脚に乗り出し、国民のニーズを吸収して政策づくりを展開したことが、国民の支持をえたのではあるまいかと考える。

彼の政権獲得後の施政方針をみると、〈経済政策関連〉ではこうである。(1) 物価安定のため、イングランド銀行に対する最低貸出金利の決定権の移管(97年5月6日に声明)をすること、(2) 公的債務の厳格な管理と赤字財政の削減計画をする



こと。(3) 民営化された公益企業の超過利潤に対する「ウィンド・フォール(たなぼた)」税を設定し、実行する。この超過利潤の課税を財源として雇用促進計画(Welfare to work)を具体化すること。(4) 投資促進, 中小企業支援, 地域経済開発の調整を担う「地域開発庁(Regional Development Agencies)」の設立による雇用増と企業の活性化政策の両立を図ることなどである。

さらに<社会・生活関連>の政策としては(1)教育改革である。サッチャー時代のエリート教育を抑制して, 低所得家庭出身の優秀な生徒に対する学費国家援助制度を止めて, その予算を学級サイズ縮小に振り向ける。教育水準の量と質を高めるために総合教育審議会を新設する。教師の能力を向上させるために資格を厳しくする。(2) スコットランドとウェールズの議会設立に関する国民投票を実施する。この点については, 97年10月11日, 1707年のイングランドとの合併以来約290年ぶりにスコットランドは議会を開設することになった。11日の住民投票の結果70%が開設賛成であった。ブレアの「地方分権」政策が実現する。政府提案では, 外交・国防などを除く幅広い行政分野で独自の立法権をもち, 所得税を3%の幅で増減する権限も与えられる。この結果, 2000年までにエディンバラに議会が開かれ, 行政機関は「地方政府」の性格をもつことになる。スコットランドは, イングランドへの対抗意識が強い。与党・労働党や「完全独立」を唱えるスコットランド民族党(SNP)などは開設推進キャンペーンを張って頑張った。またウェールズでも, わずか約3000票の差で, 議会開設派が勝利した。この点, ブレアの政策は実現される。(3)大ロンドン市および市長選出に関しては, 国民投票を提案している。それはイギリスの首都としての位置づけにある。その他宝くじ収益金のうち10億ポンドを医療, 教育, 科学振興に再分配すること, 子どもの夜間外出禁止, 青少年対象の刑事訴訟の簡略化, 拳銃所持の全面的非合法化などを打ち出している。

一方対外的には, 政権獲得後4日目に当る5月5日, EUの「社会憲章」に調印すると表明した。

通貨統合への参加も, 国民投票を早く実施したいという意向を非公式に表明したようだ。

他方, ブレア首相は, 5人の女性大臣を起用した。貿易産業相にマーガレット・ベケット, 北アイルランド相にマージャリ・モーラム, 国際開発相にクレア・ショート, 社会保障相にハリエット・ハーマン, 枢密院議長・下院内総務にアン・ティラーをえらんだことは画期的なことである。これには総選挙で女性議員の数が120人と倍増したこともある。私たちが9月22日午前10時にテイトギャラリ近くにある労働党本部(John Smith House, 150 Walworth House London SE17 1JT)に行き, 政策担当の幹部であり, ブレアを支えているブレン]・マッセウ氏と懇談したとき, 労働党の経済政策について, 自信と誇りをもって答えていた。それは多数決を取っている労働党の余裕なのかもしれない。ブレアの人気は, 与論調査で61%以上である(1998年1月現在)。

彼はいう。「経済政策, 市場経済を活用し, 雇用, 福祉政策に重点をおく。EUの一構成国として積極的に協力していく」という, 基本軸を説明していた。もちろん雇用と成長, 環境と開発などについて討論したのは有意義だった。

こんご国際化の中で, EUの中で, ブレア政権はどのようにイギリスを位置づけていくのか注目されるであろう。国際的にも, そのインパクトは大きい。

## (2) 97～98・フランスのジョスパン政権の主要政策と課題

1997年6月に入ってフランスは大いに揺れた。シラク大統領が保守連合を強化するために, 議会を解散したが, それが国民の批判として表面化した。同年6月1日, 国民議会選挙(第1回5月25日)で, 総当選者数577議席(小選挙区制)であるが, 第1回目の選挙で得票数50%以上取らなければ当選できない。第1回目の投票で当選した者は総数の2%すなわち12人であった。そして第2回目の投票の結果をみると, 当選者数の分布は以下の通りである。社会党253(解散時63), 共産党39(同, 24), 環境保護派7(同, 0), 共和国連合135



(同 258), 仏民主連合 108 (同 206), 国民戦線 1 (同 0), その他 34 (同 24) 計 577 (解散時は 576) である。社・共・環境保護派の連合内閣が成立した。こうした背景には、共和国連合と仏民主連合などの保守派(ジュベ内閣)による成長至上主義に対する批判が続出したことにある。いわゆる保守派が合理化, 効率性, 規制緩和を実行したことによって, 福祉軽視, 雇用軽視, 教育予算の削減, 労働時間の週 39 時間の維持, 環境保全軽視などを強行してきたからではないであろうか。

それでは, ジョスパンの勝利の直接要因はどこにあったのか。直接的要因は, ジュベ内閣が財政赤字削減のために公務員削減計画を発表したことにある。そのため労組による, 全国的デモが起り, 国民に政治的関心を盛り上げた。この点のインパクトは大きかった。ジョスパンの基本政策は, 成長を軽視するものではないが, 公務員削減の中止など雇用優先, 最低賃金引き上げ, 福祉充実を通じて経済を活性化すべきであるという点にあった。とくに目立った政策は, 労働時間を週 39 時間から 35 時間に短縮することであったほか一部付加価値税の引き下げ, ユーロへの参加を表明した。当時すでにフランスは失業率 12.8% に達し, 史上最悪となった。労組はこれにストで対抗した。

ここで, 政府は最大の課題である失業対策として公共部門で 35 万人の雇用創出をめざす法案をまとめた。さらに 5 年の任期中に, 賃金を下げずに労働時間を週 4 時間に減らすこと, 経営者側は「賃金を減さないで時短を進めると, 有給休暇を増やすようなもので, 経営者は大きな負担を強いられる」といって反対する。さらにジョスパン政府は, 軍事費のうち装備費, 施設費を削減してその分雇用を維持するという施策も発表した。

ここで, 整理すると, 週 39 時間を 35 時間に短縮し, ワークシェアリングを進めれば, 約 200 万人分の雇用創出効果があるという試算がある。周知のように, 労働時間短縮の流れは, 70 年代から 90 年代にかけて欧州全域に拡大した。労働者が自己の労働を統治することによって仕事の価値を創造することを試されることになる。隣国ドイツは

業種ごとの労使協議で労働時間を決めているが, 自動車, 機械, 金属などの有力業種はフランスに先駆けて正規従業員の週 35 時間労働を実現している。給与水準を引き下げずに実施されたことによって, ドイツの労働時間あたりの賃金は, 先進国最高水準になった。フランス国立統計経済研究所による主要国の週平均労働時間をみると (1994 年), 英国 44 時間, 日本 43 時間, オランダ 40 時間, フランス 39 時間, ドイツ 35 時間, 米国 35 時間, カナダ 31 時間である。

ジョスパン内閣は, 97 年 7 月に緊急財政赤字対策をまとめ, 大企業の法人税率引き上げを決めた。その理由について, ストロスカーン大蔵大臣は, 「大企業は利益に見合った国内投資をせず, 雇用創出に十分に貢献していない」(Le monde, Samedi 20 Septembre 1997) という。

ともあれ, ジョスパン政権は 6 月 6 日の欧州社会党大会で, 英国のブレア首相とともに, 欧州統合が市場経済の原理だけで進めてはならず, 失業問題の解決など市民の利益にかなう形にしなければならないと主張した。ジョスパン首相は, 欧州の社民党, 労働党の連帯の中で, 雇用問題も解決していくという方針を打ち出した。欧州連合は, いまや労働者, 女性, 市民, 経営者, 技術者などのニーズを吸収する社民党, 労働党, 環境保護の各政党の重みを重視せざるをえなくなってきた。フランスにおける社会党を中心とした左翼勢力の増大の背景には, 「社会の亀裂」への懸念があった。失業や福祉削減などによる貧富の差の拡大, その不満のはけ口としての排他主義の台頭などで, 社会が一体感をなくしているのではないか。市民は, 保守・中道政権の行財政改革, 規制緩和を柱とする自由主義経済路線がそれに拍車をかけたと受けとめている。欧州の主要政党の選択肢として, しばしば「ユーロップ・リベラル」(自由主義経済の欧州)と「ユーロップ・ソシアル」(社会政策重視の欧州)が引合いにだされる。前者が保守中道路線に対して, 後者が社会路線である。

ちなみに EU 各国で政権を担当する主な左翼政党をみると, 次のようになっている (1997 年 9 月時点)。

まず連立政権をあげるとフランスは社会党（共産党との連立、前記）中心の連立政権であり、イタリアは左翼民主党がイタリア人民党などと結んで260（定数630）議席で政権をとっている。ベルギーはフラマン系キリスト教社会党など4党82（150）議席で政権をとっている。オランダは、労働党37（150）議席、ルクセンブルクはキリスト教社会党、社会労働党で38議席でそれぞれ政権を取っている。英国は前述した通りである。アイルランドは労働党と民主左翼党で38議席（60）で連合政権を、デンマークは、社会民主党で62（175）議席で他の政党と連立政権をとっている。ギリシャは、全ギリシャ社会主義運動162（300）議席で単独政権を、ポルトガルは、社会党112（230）議席で単独政権をとり、オーストリアは、社会民主党71（183）議席と他党との連合政権、スウェーデンは、社会民主労働党、161（349）議席で他の協力する党派と連合政権を組み、フィンランドは、社会民主党、左翼同盟85（200）議席で連合政権を取っている。

こうした背景なしに、EUにおける市民権、社会保障権の確立は考えられない。だから97年のアムステルダム条約案も成立したのである。この点、私たちが、討論した英国労働党のブレインであり、政策の顧問であるJ. マッセウ氏は、ブレア労働党も、各国の社民党の支持があるからこそ、EUに積極的に参加し、EUの政策と共通した点を実現できるのであるといていた。

1998年度のフランス政府の予算案をみると、第1に国防費を対前年比3.3%切り下げたこと、財政赤字をGDP3%以下に抑制したこと。雇用・福祉関連予算を充実することという内容であり、選挙の公約を実行しつつある。

97年12月4日でジョスパン政権発足後6カ月を経過した。12月4日のル・モンド紙は「フランス人を和解させる現代のアナリ四世」（1997年）と「称賛」したり、首相の人気は、11月各種世論調査では60%以上であった。その手法と人柄が評価されているといてよい。ともあれ、通貨統合実現まえに雇用対策を優先し、今後3年間に公的部門で35万人の若者を雇用するという。そのため350

億フラン（約7000億円）の予算を捻出したり、失業救済や福祉を優先する通貨統合の実現を主張している。この点も評価されているのかもしれない。だが厳しい道程である。

こうしてみると、欧州は一方で激しい現実直面しつつ他方で静かに燃えている。つま欧州は、通貨統合に向って緊張の中で新しい拡大欧州統合を目指している。

アムステルダム条約にあったように、市民は自由、自立、平等、連帯、人権を共有し、創造していくヨーロッパを具体化しようとしている。さらに21世紀に向って人々の自立と自前の政府づくり、連帯づくり、新しいコミュニティづくりに向かっていくであろう。企業も、市民の生活、福祉、環境を重視するために活力をもって競争を続けるであろう。

さらに、こんごもEUの新しい条約がどのように肉体化、風土化されるかを見守りたい。

なお、最後にパリ13大学のマジエ教授たちの提言の前文を補足資料として掲載する。同教授に改めてお礼を申し上げたい。

#### 注

- (1) 本研究ノートは、1997年9月14日から約2週間の訪欧共同研究（共同研究者、海道勝稔、石井伸一、清水嘉治）の成果である。現地公機関との連絡・調整は石井教授が担当し、執筆は、清水が担当した。

私たちは、この期間の始めにパリ13大学の国際関係学のマジエ教授から招待を受けたのを契機に、同大学、大蔵省、その他関係期間およびフランクフルトの中心街の一角の高層ビルにある欧州通貨機構（European Monetary Institute）、ロンドンの英国労働党本部などを訪問し、通貨統合問題、雇用、福祉問題などさらに英国労働党の経済政策、フランスのジョスパン政権の雇用政策などについて討論しただけでなく、パリ、フランクフルト、ロンドンの現地の新聞、雑誌、その他の専門情報紙、一般市民、学生などの意見をを通じて改めてヨーロッパが激しく同時に厳しく動いていることを実感した。このことを記して研究ノートをまとめた。なお現地

共同研究の日程は次の通りである。

1997年、通貨統合を中心として欧州新情勢についての  
現地共同研究

(出張期間 9月15日(月)～9月28日(日))

- 9月15日(月) 成田発 11:30 NH(全日空)205便 シャルル・ドゴール空港着 16:45
- 16日(火) 市内市場調査
- 17日(水) 11:00 パリ13大学訪問, J318で、マジエ教授らと通貨統合、不況の中の雇用政策などについて質疑、討論  
Faculté des Sciences Economiques, Université Paris 13  
Avenue J. B. Clément 93430- Villetanesue
- 18日(木) 09:30 企画庁(欧州統合)訪問, マリオ・ドオーヴ氏とフランスのEU新政策などについて質疑、討論  
52, rue de Martignac 75007, Paris
- 19日(金) (経済・財政・産業省訪問, 日仏文化会館視察)
- 9月20日(土) パリ北駅発 11:43 ユーロスターにて,  
ロンドン・ウオータルー駅着 13:43
- 21日(日) オックスフォード大学訪問
- 22日(月) 労働党本部にて英国政府の新EU政策—通貨統合, 社会憲章など, 新社会主義, 雇用対策などで質疑、討論 大英博物館図書室文献調査
- 23日(火) ロンドン大学にて資料調査研究
- 9月24日(水) ロンドン・ヒースロー空港発 11:55  
BA 904便  
フランクフルト空港着 14:25
- 9月25日(木) 10:00 欧州通貨機関にてフランク・モス政策部企画課長と会い, 通貨統合収斂基準の進展など移行への準備状況について質疑、討論。  
Kaiserstrasse, 29 Frankfurt am

Main.

- 26日(金) 市周辺の市場調査
- 9月27日(土) フランクフルト 18:15発 NH(全日空)210便
- 9月28日(日) 成田着 13:25

- (2) CEU, Treaty on Maastricht, 清水嘉治, 『新EC論』, 新評論 1994年。R. Porter, EMS and EMU after the Fall, World Economy, Vol. 16, January 1993. J. Pinder, European Community, the Building of a Union, 1995. Oxford.
- (3) この点については、清水前掲書, 第2部参照されたい。
- (4) M. J. The Maastricht Road to Monetary Union, Journal of Common Market Studies, Vol. 30. 1992. C. E. C., Treaty on Maastricht, 1992.

条約第105条は次の内容である。

1. 欧州中央銀行制度の主要目的は、物価の安定を維持することにある。この物価安定の目的を妨げない限りで、欧州中央銀行制度は、2条に規定された共同体の諸目的の達成に貢献するために、共同体の経済政策全般を支援する。以下略。
2. 欧州中央銀行制度を通じて実行される基本的職務は次のとおりである。
  - 共同体の通貨政策を策定し履行すること
  - 109条と整合性をもつ外国為替を行うこと
  - 加盟国の公的外貨準備を保有し、管理すること
  - 決済体制の円滑な運用を促進すること
 第109条5f項は、第2段階の開始に当って、EMI(欧州通貨機関)の設立、組織、加盟国中央銀行間の協力を強化すること、などを明記している。

なお、ドロール通貨委員会は、1988年9月から89年4月までの間に、バーゼルのBIS本部で8回の会合を開いた。なお詳しくは、C. Grant, Delors, inside the House that Jacques Built, 1994. London, なお伴野文夫訳『EUを創った男—ドロール時代10年の秘録—』, NHKブックス, 1995年。訳書は原書1～4章抄訳, 原書6, 8, 11章が省略, 原著9, 10,

12章は訳書第2, 3, 4, 5章になっている。

- (5) 「英政府は欧州通貨統合について、第1陣がスタートする99年以降、できるだけ早期に参加する」「英国はマーストリヒト条約の付属議定書で、統合に参加するかどうかの決定を留保するかどうか認められている」(Financial Times, 26 September 1997.) だが97年末までに参加方針を正式に決めない場合、98年5月に予定されている統合参加国決定の協議で議決権を持たなくなる可能性がある。98年半ばに発足する中央銀行(ECB)に対しても、イングランド銀行はオブザーバーとしてしか参加できなくなる。ブレア政権は、国民投票を公約している以上、国民与論をみて意思決定するであろう。
- (6) R. Lane, *New Community Competences under the Maastricht Treaty*, *Common Market Law Review*, Vol.30. 1993.
- (7) European Monetary Institute, *Annual Report 1996*, April 1997. Do., *The Single Monetary Policy in Stage Three, Elements of the Monetary Policy Strategy of the ESCB*, February 1997. Mario Monti, *The Single Market and Tomorrow's Europe*, 1996. C.Pilkington, *Britain in the European Union Today*, 1995.  
 J. Richardson (ed.), *European Union, power and Policy—Making*, 1996. H. Grabbe & K.Hughes, *Eastward Enlargement of the European Union*, 1997.  
 J. Pinder, *European Community, The Building of a Union*, 1955.
- (8) European Monetary Institute, *The Single Monetary Policy in Stage Three, Specification of the operational framework*, January 1997. Do., *Progress Towards Convergence 1996*, Nov.1996.

1997.6
安定協定
アムステルダム条約
硬貨デザイン
1997.12

条件達成締切
1998.6
参加国決定
ECB 発足
新紙幣・新硬貨製造
1999 1/1
通貨統合開始
参加国とユーロの
各通貨相互固定
ユーロと非参加国
の新ERM
各中央銀行自国
通貨回収
2000~2002年
移行期間
2002年
新紙幣・新硬貨
流通開始
(EMI資料)

- (9) Community of European Union, *The Treaty of Amsterdam*, 1997., *Financial Times*, 17~18 July 1997.
- (10) G. Maynard, *The Economy under Mrs Thatcher*, 1988.  
 K. Smith, "The UK economy in the late 1980s, trends and prospects", *International Review of Applied Economics*, vol. 2. 1988.  
 B. Jessop, K. Bonnett, S. Bromley, "Farewell to Thatcherism ?, Neo-Liberalism and 'New Times'", *New Left Review*, No. 179. 1990. 清水嘉治『転機にたつ世界経済』, 第2部, 補論, 新評論, 1991年 200~250ページ参照のこと。
- (11) *Financial Times*, 2 May 1997.
- (12) M. J. Smith & J. Spencer (ed.) , *The Changing Labour Party*, 1992. J.Sopel, Tony Blair, *the Modernizer*, 1995.  
 D. Miliband, 'The Politics of Economics' in *Ethics and Markets, Co-operation and Competition with in Capitalist Economy*, ed. by C. Crouch & D.Marquand, 1993. Do., 'From welfare to wealthfare' in *Renewal*,



vol. 2, no.1 (1994) .

T. Blair, 'Forging a New Agenda', in  
Marxism Today, Oct. 1991.

C. Smith, New questions for Socialism,  
Fabian Pamphlet No. 577, 1994.

R. Berry, EMS and EMU after the Fall,  
World Economy, Vol. 16. January 1993.

R. Berry, Against a Single Currency,

Fabian Society, Nov. 1995. Labour Party,  
The future of the European Union, 1995.

T. Blair, 'Let us face the Future, the 1945  
anniversary Lecture', Fabian, August 1995.

Labour Party, A Fresh start for Britain,  
Labour's strategy for Britain in the  
modern world 1996.

補足資料 1

## **Full Employment, Social Cohesion and Equity for Europe Alternatives to Competitive Austerity**

A declaration and a memorandum of European economists

May 1997

**The following declaration and memorandum have been formulated by a working group of economists from France, Germany, England and Spain on the basis of discussions at two conferences on “Alternative Economic Policies for Europe” in Strasbourg (Oct. 1995) and Brussels (Sept. 1996), in which 25 economists from 10 EU-countries participated.**

**The declaration is essentially a summary of the memorandum. It is circulated amongst European economists with the purpose to collect signatures of support, which will be published together with the declaration and the memorandum.**

For further information please contact one of the following persons

**Miren Etxezarreta**, Departamento de Economía Aplicada, Universitat Autònoma de Barcelona, E-08193 Bellaterra; Tel. (34) 35811680; Fax (34) 35812292

**Jörg Huffschnid**, Institute for European Economy and Economic Policy, University of Bremen, Fachbereich 7, (BEGO), Wilhelm-Herbst Str. 1A, D-28359 Bremen

Tel. (49) (0) 421 218-3072; Fax (49) (0) 421 218-4597; E-Mail Huffschnid@ewig.uni-bremen.de  
**John Grahl**, Queen Mary College, Mile End

Rd, GB-London E1 4NS

Tel. (44) 171 975 5086; Fax (44) 1819833580;

E-Mail: J. Grahl@qmw.ac.uk

**Jacques Mazier**, Université Paris-Nord, Av. Jean Baptiste Clément, F-93430 Villetaneuse  
Tel. (33) 1/49403318; Fax (33) 1/49403334

**Declaration of European Economists May 1997**

**Full Employment, Social Cohesion and Equity—For an Alternative Economic Policy in Europe**

We are worried about the economic and social situation in Europe. As economists working in most of the member countries of the European Union (EU) we observe with increasing concern that unemployment in the EU remains at unprecedentedly and intolerably high levels. 18 million people or 11% of the active population of the EU are officially unemployed, half of them have been so for more than one year. More than one fifth of all young people in the EU have no work. As a consequence we see a rise in poverty, more social polarisation and exclusion, and an erosion of life perspectives for an increasing number of people in our societies.

In this situation we regard it as alarming and unacceptable that economic policy in Europe is failing to respond adequately to the new pressures and challenges of recent years but

remains primarily centred on restrictive monetary and fiscal policies and social cuts in order to fulfil the convergence criteria laid down in the Treaty of Maastricht (TM). We reject the assertions made to the public that this policy is scientifically well founded and politically the only possible way to promote European integration and unity among the peoples of Europe. Both claims are incorrect :

The theoretical basis for the main policy direction in the EU is very controversial, often dubious and even false. We maintain that there are alternative policy options which would serve the interests of the European people and strengthen their cooperation and unity much better than the present one.

We consider the fundamental failure of EU economic strategy to be its very narrow conception of economic stability which is almost exclusively defined as price stability. This disregards the stability of growth, employment, wages, social security and the environment which are equally important aspects of economic and social stability. The obsession with the fight against inflation has determined the convergence criteria and it also dominates the provisions for the monetary policy of the European Central Bank (ECB) in the monetary union as determined in the TM. It even prevents member countries from taking energetic coordinated measures to fight unemployment through an appropriate fiscal policy. Because of very high intra-European interdependence the restrictive policies which were adopted in most countries from the beginning of the 1980s have considerably accentuated the economic slow-down and have had only very limited success in terms of deficit reduction. The lack of a coordinated policy for economic

stimulus at the European level has had severe consequences. These have already been very visible and worrying in recent years, and the problems will be aggravated in the context of monetary union, where, if no substantial changes are made, the lack of economic policy coordination will constitute a major difficulty.

The assertion that low inflation will, through the market mechanism, lead automatically to more growth and thus to more employment is very unconvincing given the experience of the last ten years, when inflation has fallen to very low levels—from 10.6% on average in the 1970s through 6.5% in the 1980s to 2.6% in 1996—while economic growth has slowed down considerably and unemployment has risen to post-war record levels in the EU, from an average of 4.0% in the 1970s and 8.9% in the 1990s to 11.2% in 1996. There are also sufficient studies to show that low and stable rates of inflation do not generally have a negative impact on growth and employment. On the other hand, a disinflationary policy, continued even when inflation is firmly under control, has a clear negative impact on the economy. This is the present situation in the EU : inflation is not a danger in the foreseeable future. Therefore the dominant policy of tight money and contractionary budgets, required by the TM and reinforced by the recent “stability pact”, is leading to a deflationary downward spiral. This is undermining the macroeconomic basis which is necessary for the creation of more employment, income and social security and for a realistic approach to regional cohesion and ecological restructuring.

Unemployment amounts to a personal catastrophe for the individuals affected. It is also an enormous economic waste and a burden on

public budgets, with a tendency to raise deficits in spite of all efforts to reduce them. Persistently high unemployment is eroding social cohesion in the member countries and in the EU as a whole and is leading to political instability and to the rise of nationalism and xenophobia.

In our view this economic policy in the EU is partly an incorrect response to external turbulences and to internal constraints on economic development in our countries since the 1970s. We also see it as in part a result of strong pressures exerted by powerful business groups, particularly by financial institutions. But we do not accept the view that these new problems have no other and better solution than the prevailing one, nor do we think that the forces behind the pursuit of austerity are universal or uncontrollable. Economic policy in the EU remains a contested area. With the following proposals for an alternative economic strategy in the EU we want to contribute to a public debate leading out of the present impasse and to the establishment of an alternative type of economic development.

### **An alternative economic policy: Objectives and priorities**

In our view market processes unaided cannot determine a coherent pattern of economic development. Market agents require for their orientation a clear vision of the general direction of economic development, but they cannot themselves produce that vision. It requires social and political processes to determine basic economic objectives, together with the institutional and instrumental means to achieve them and to ensure that market agents act in accordance with these goals. We consider the

basic economic objectives to be full employment, social equity and security, and environmental sustainability. Each of these objectives should be pursued for itself; together they form a complex framework for policy. Therefore it is necessary to develop and apply a complex and differentiated set of economic policy tools to reach them. However, in our view a strategy for full employment plays a central role, because it strengthens the macroeconomic basis in ways which facilitate the pursuit of the other objectives. Therefore we concentrate our proposals on monetary, fiscal, working time and labour market policy, which we regard as the main instruments of a comprehensive employment policy. They can and should be applied in a way which is consistent with, and in many cases also contributes to, the fulfilment of the other goals. For each of these policy areas we propose short-term measures and medium and long-term policy reforms. The former can and should be put into effect immediately and would lead to a distinct increase in employment. The latter require more institutional reforms at the national and particularly at the EU level, including the revision and the amendment of specific provisions in the TM. Their stepwise realisation would lead to an alternative type of economic development: This would give priority to the four politically established objectives and shape the rules of national and international competition accordingly, instead of the opposite path which subjects basic economic and social objectives to the imperatives of international competitiveness.

### **Monetary policy**

In the **short term** the EU needs an immediate further relaxation of monetary policy in order



to encourage investment and to take pressure off fiscal policy, thereby facilitating energetic employment creating measures. This relaxation should be brought about by the coordination of monetary objectives and a reduction of interest rates across member countries. The Bundesbank must end its policy of monetary sterilisation of capital inflows. In order to protect such coordinated monetary relaxation against capital flight and speculative currency attacks we recommend the introduction of a foreign exchange transaction tax which would also give a strong stimulus towards international monetary reform.

In the **medium and longer perspective** the EU needs much greater control over financial processes, which at present subject most of the member countries to the tyranny of globalised asset markets without contributing to productive investment. Such control can be facilitated by a closely coordinated and integrated monetary and financial system. It entails enhanced and improved supervisory control and prudential standards. In this context, the question of complete central bank independence must be reconsidered: Without denying that it has a special responsibility for the control of inflation, we consider that European monetary policy should be embedded in a comprehensive economic strategy with different and equally important objectives and with transparent and democratically debated and decided policy instruments. That would also require the creation, as a counterpart to the European Central Bank, of an institution responsible for overall European economic policy, that is for the coordination of national policies and for the management of the federal budgetary policy which we propose below.

In the area of external monetary relations we propose the establishment of a reformed and modified European Monetary System (EMS 2). If the monetary union begins in 1999 as laid down in the TM, the EMS2 would serve as the framework for cooperation between the members and non-members of the monetary union. However, in our view it would be desirable to defer the beginning of the monetary union in order to permit a substantial revision of its priorities and methods of operation. In this case, EMS2 would provide a general framework for cooperation among all member countries. The viability of this system of fixed but adjustable exchange rates should be ensured through additional instruments with which the monetary authorities could respond to speculative capital movements: currency transaction taxes and the use of the European Fund for Monetary Cooperation, which should dispose of additional resources coming from surplus countries. In the case of a postponement of the monetary union an additional possibility would be to introduce a common external currency, which would circulate alongside national currencies inside the EU and would be the exclusive reserve asset for member states in their dealings with third countries.

In any case the EU should in our view actively promote and contribute to international monetary reform with the aims of establishing a stable global framework for monetary and currency transactions and restricting primarily speculative or arbitrage-driven money flows. Such reform should begin with a stronger and more continuous commitment to international monetary coordination and advance toward a comprehensive reform of international monetary institutions.

## Fiscal policy

We propose, as the most urgent fiscal policy measure in the EU, the launch of a large employment programme backed by a considerable extension of public expenditure. It should consist of two closely connected parts: firstly, a genuine EU investment initiative in some basic fields, with ecologically sustainable European infrastructure projects such as railway connections or decentralised energy provision. Because the present budget of the EU is very small such EU projects should be financed through EURO-bonds issued by the European Investment Bank. The second part of the employment initiative should consist of jointly designed and well coordinated projects on the national and regional levels in the member countries. The particular areas would certainly differ according to specific national and regional needs and priorities. In most countries the financing of such programmes requires a temporary but considerable increase in the public deficit. This should be accepted given the high priority of the employment objective and the absence of inflationary pressures.

A fiscal employment initiative does not mean more public expenditure regardless of the specific purposes for which the money is spent. It should also be consistent with the important objective of ecological sustainability. There are lots of reasonable projects fulfilling these requirements: environmental clean-ups in highly contaminated areas, establishment of ecologically acceptable transport structures in underdeveloped regions etc. Also the expansion of the public sector, for instance in education and new social services, is a useful investment in employment and social welfare.

In the **medium and longer perspective** the EU needs some fiscal centralisation and an enhanced revenue base. In this respect we adopt the findings of the MacDougall Report of 1977, recommending an EU budget of about 5 % to 7 % of the combined EU national product—still far below the scale of national budgets. As a way to reach this we recommend:

- the introduction of a CO<sub>2</sub> emission tax, as has already been under consideration in the EU for some years;
- the establishment of a currency transaction tax in order to curb speculative money flows;
- the exploration of the possibility of an EU share in taxes on interest and (other) capital income, as a step towards the European harmonisation of tax systems and to moderate tax competition among member states.

In all three cases the new taxes would fulfil two purposes. Firstly, they would strengthen the EU revenue base; secondly, they would establish regulatory barriers against harmful economic activity, and guidelines towards more socially desirable activities among economic agents and in market interactions.

Finally we recommend the introduction of some automatic stabilisers into the fiscal system of the EU in order to strengthen the political mechanism of social cohesion and solidarity across member countries while contributing to macroeconomic stability.

## Working time reduction

Under the present circumstances the reduction of working time represents a considerable job creation potential, which must be used in order to restore full employment in the foreseeable future. Depending on the size in working time cuts and on the responses at the

managerial level, the creation of between five and ten million jobs throughout the EU is a realistic proposition. Working time reductions should take different forms, starting with the immediate reduction of overtime and extending over a whole range of measures, such as less hours per day or per week, parental leave and sabbaticals, retraining and different forms of part-time work etc.

Governments and the EU can do a lot to promote working time reductions under socially acceptable conditions. As themselves very large employers, governments could play a pioneer role, thereby also creating room for the expansion of publicly financed employment in fields where this is particularly necessary and urgent. It is also a political responsibility to ensure that working time reduction does not simply become a way to more flexibility in the interests of business without taking into account the working time interests, remuneration and social security of employees. Otherwise, working time reduction would only lead to more intense work at lower wages and a smaller number of jobs. On the important question of wage compensation the community should aim at a legal framework which could guarantee (and where necessary support) full compensation for lower income groups.

The EU should enhance its efforts to ensure that working conditions and social security are not negatively affected by reductions in working time. This should include the fight against insecurity in all its forms, the enforcement and gradual raising of minimum standards and of the provisions in the social protocol of the TM. It is particularly important, in order to make part-time work more attractive,

that full coverage of social insurance and of retirement payments is maintained. Here, too, the EU should play a leading role.

### **Labour market and welfare policy**

We reject all attempts to abandon labour market and welfare policy under the pressure of budgetary constraints and the convergence criteria. Active labour market policy cannot restore the conditions of relatively low unemployment under which it was originally designed in order to resolve bottleneck problems in the labour market, but it still has a very important task and we recommend that the EU should be energetically engaged in maintaining and extending it. Its main orientation should be an ambitious assault on increased labour market differentiations and the ensuing process of social exclusion. This requires an energetic legal defence of the basic social rights which are now under attack. Effect should also be given to the so far mostly nominal commitment to life-long education and retraining, and to the facilitation of labour market access for disadvantaged groups such as jobless young people and people with physical or mental handicaps. In tackling these problems successfully the EU could make a considerable contribution to the preservation, re-establishment and progressive reform of the European model of the welfare state which, in most countries of the EU, was erected after World War 2 and has been under continuous attack during the last 15 years. In this sense the vast majority of the provisions of the Social Charter of 1989 still remain unfulfilled commitments. Their implementation requires not only a return to higher and eventually full employment. It requires also, that the dramatic redistribution in favour of profits, interest and

very high income groups, which has taken place during the last two decades, is halted and then reversed.

### **Theoretical and political problems of an alternative economic strategy**

We have criticised the economic policy predominant in the EU: theoretically it is unfounded and false; practically it is harmful to the majority of the people and is polarising society. We have made proposals for an alternative economic strategy which we regard as much better founded. If adopted, it would put the EU on the way towards full employment, more social cohesion and equity, thereby advancing the transition to an alternative type of economic development. This would strengthen the basis for closer integration and unity among European countries and their peoples.

Of course it is difficult to achieve such a change in the direction of economic policy.

Because we reject a simplistic market-only approach we realise these difficulties. They consist firstly in the fact that an alternative economic strategy requires a multi-level approach among different agents and institutions; secondly, we recognise that, because many problems are very complex, there are often no completely satisfactory solutions yet and our proposals, therefore, sometimes have a tentative character. Finally there is the fact that an alternative economic strategy is—like the dominant one—not only a matter of theoretical insight and research but also of material interests, social mobilisation and political forces. Thus, while we shall continue to work for the technical improvement of our proposals, we will also try to offer our supporting arguments to the social movements which have begun to resist the policy of persistent job destruction and social cuts and to demand a well founded alternative economic vision and policy for Europe.



## 補足資料 2

## 略語表

<b>ACP</b> : Africa-Carribe-Pacific	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	<b>LC</b> : Lome Convention	ロメ協定
<b>ASEM</b> : Asia-Europe Meeting	欧州・アジア首脳会議	<b>MEE</b> : measures having equivalent effect to a quantitative restriction	数量制限と同等効果をもつ措置
<b>CFSP</b> : Common Foreign and Security Policy	共通外交・安全保障政策	<b>NAFTA</b> : North American Free Trade Agreement	北米自由貿易協定
<b>CSCE</b> : Conference on Security and Cooperation in Europe	全欧安保協力会議	<b>NATO</b> : North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
<b>EC</b> : European Communities	欧州共同体	<b>OECD</b> : Organization for Economic Cooperation and Development	経済協力開発機構
<b>ECB</b> : European Central Bank	欧州中央銀行	<b>SEA</b> : Single European Act	単一欧州議定書
<b>ECHO</b> : European Community Humanitarian Office	欧州人道援助局	<b>SIS</b> : systeme d'information Schengen	シェンゲン・データバンク
<b>ECSC</b> : European Coal and Steel Community	欧州石炭鉄鋼共同体	<b>TEE</b> : taxes having equivalent effect to customs duties	関税と同等効果をもつ措置
<b>ECU</b> : European Currency Unit	欧州通貨単位	<b>TA</b> : The Treaty of Amsterdam	アムステルダム条約
<b>EEA</b> : European Economic Area	欧州経済地域	<b>UCE</b> : Unité de compte europeen	欧州換算単位
<b>EEC</b> : European Economic Community	欧州経済共同体	<b>UNCTAD</b> : United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
<b>EFTA</b> : European Free Trade Association	欧州自由貿易連合	<b>VER</b> : Voluntary Export Restraints	数量制限
<b>EMCF</b> : European Monetary Cooperation Fund	欧州通貨協力基金	<b>WEU</b> : Western European Union	西欧同盟
<b>EMF</b> : European Monetary Fund	欧州通貨基金	<b>その他の主要用語</b>	
<b>EMI</b> : European Monetary Institute	欧州通貨機構	Commission	委員会 (EC 委員会)
<b>EMS</b> : European Monetary System	欧州通貨制度	<i>Completing the Internal Market : White Paper from the Commission to the European Council</i>	
<b>EMU</b> : Economic and Monetary Union	経済・通貨連合	『域内市場完成に関する白書』(『1985年白書』)	
<b>EPC</b> : European Political Cooperation	欧州政治協力	Convention d'application de l'accord de Schengen du 14 juin 1985	シェンゲン補足条約
<b>ERF</b> : European Reserve Fund	欧州準備基金	Convention Determining the State Responsible for Examining Applications for Asylum Lodged in One of the Member States of the European Communities	ダブリン条約
<b>ERM</b> : Exchange Rate Mechanism	欧州為替相場メカニズム	Council	理事会 (EC 閣僚理事会)
<b>ESCB</b> : European System of Central Bank	欧州中央銀行制度	Council of Europe	欧州評議会
<b>EU</b> : European Union	欧州連合	European Council	欧州 (首脳) 理事会
<b>EURATOM</b> : European Atomic Energy Community	欧州原子力共同体	European Court of Justice	EC 裁判所
<b>GATT</b> : General Agreement on Tariffs and Trade	関税および貿易に関する一般協定	European Parliament	欧州議会
<b>IGC</b> : Inter Governmental Conference	政府間会議	PHARE	東欧技術援助プログラム
<b>IMF</b> : International Monetary Fund	国際通貨基金	principle of subsidiarity	補完性原則
		Treaty on European Union	欧州連合条約 (マーストリヒト条約)